

## 社会福祉法人青森県社会福祉協議会「経営会議」設置運営要領

設 置 平成 21 年 12 月 1 日

(設 置)

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の経営方針を審議するとともに、事務事業等の円滑かつ効果的な業務遂行に資するため、経営会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議の構成員)

第 2 条 会議の構成員は、会長、常勤の役員、事務局長、総合企画監、事務局次長、課長、委員会事務局長、課長代理(心得)及び所長とする。

(付議事項)

第 3 条 会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 県社協の経営方針及びこれに係る事業執行計画に関する事項
- (2) 予算編成方針に関する事項
- (3) 重要新規事業その他重要施策に関する事項
- (4) 法令の改廃等により、事業運営に特に重大な影響を与える重要事項
- (5) その他、総合調整を要する重要事項

(報告事項)

第 4 条 会議に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議で決定した事項の執行状況に関する事項
- (2) 会長等の指定した事項
- (3) その他重要な事項

(会 議)

第 5 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、原則として毎月第 3 月曜日に開催する。
- 3 臨時会は、随時開催する。

(招 集)

第 6 条 会議は、会長の命を受け常勤の役員又は事務局長が招集する。

(付議手続)

第 7 条 会議の構成員は、会議に付議すべき議題について、会議の開催前日までに関係書類を添えて総務企画課に申し出なければならない。

(会議の庶務)

第 10 条 会議の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。